

1. 議事日程（第2日目）

（平成22年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成22年 3月 9日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- (1) 議案第39号 平成22年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第40号 平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第41号 平成22年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (4) 議案第42号 平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第43号 平成22年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (6) 議案第44号 平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（10名）

委員長	秋 田 雅 朝	副委員長	前 川 正 昭
委員	大 下 正 幸	委員	先 川 和 幸
委員	宍 戸 邦 夫	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	今 村 義 照
委員	亀 岡 等	委員	塚 本 近

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員外議員

議長 藤 井 昌 之

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（26名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	清 水 盤	行政経営課長	武 岡 隆 文
行政経営課財政係長	西 岡 保 典	市民部長	山 本 数 博
税 務 課 長	榎 原 秀 克	税務課主幹（兼市民税係長）	中 山 好 夫
税務課収納係長	大 野 泰 典	福祉保健部長（兼福祉事務所長）	重 本 邦 明

福祉保健部付(経営管理担当)	中谷文彦	社会福祉課長	西村友枝
社会福祉課指導検査員	森広淳	社会福祉課社会福祉係長	俵秀樹
社会福祉課生活福祉係長	岡島勤	社会福祉課障害者福祉係長	毛利幹夫
子育て支援課長	高橋義照	子育て支援課主幹(兼児童福祉係長)	小笠原義和
高齢者福祉課長	沖野和明	高齢者福祉課高齢者福祉係長	兼村恵
高齢者福祉課介護保険係長	柿田洋子	高齢者支援室長	是常知昭
高齢者支援室相談支援係長	永岡京子	保健医療課長	久保ヒトミ
保健医療課医療保険係長	秋重正義	保健医療課健康推進係長	田村政司

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(5名)

議会議務局長	益田博志	議会議務局次長(兼議事調査係長)	西原裕文
議会議務局部付(経営管理担当兼総務係長)	上杉浩二	主査	森岡雅昭
主 任	倉田英治		



午前10時00分 開議

○秋田委員長 皆さん、おはようございます。前回に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、先川委員、藤川副市長より会議におくれる申し出を受けておりますので、ご報告いたします。

それでは、議案第39号、平成22年度安芸高田市一般会計予算のうち、福祉保健部所管の部分について議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長(兼福祉事務所長) それでは座ったままで失礼します。

平成22年度福祉保健部におきます一般会計予算の概要を申し上げます。福祉保健部は、社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、高齢者支援室、保健医療課の4課1室でございます。予算額は、民生費及び衛生費の一部で、合計56億8,530万5,000円でございます。

概要につきましては、少子高齢化の急速な進展の中、子育て支援や障害者の支援、生活保護の実施、各種高齢者福祉施策及び健康づくり等保健・医療に関する事務事業を計上いたしております。

以上、簡単ではございますがよろしく願いいたします。

○秋田委員長 以上で要点の説明を終わります。

これより社会福祉課に係る質疑に入ります。

質疑は、予算書のページごとに進行させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、81ページより質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

大下委員。

○大下委員 81ページの社会福祉総務管理費の1,137万3,000円分ですけど、これ多分123名分だったと思うんですけど、各町単位での業務の差とか仕事上の課題はないのかというのと、情報交換、組織上の指導的なことは何かやられていますかね。それをちょっと確認ができないか。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 それではご説明申し上げます。

1節の報酬につきましては、議員さんおっしゃいますとおり、民生委員・児童委員を主任児童委員6名を含めまして安芸高田市123名いらっしゃいます。その民生委員・児童委員の123名を安芸高田市の生活指導員として委嘱をいたしております、それに対する報酬でございます。

これは安芸高田市には6つの大手民児協がございまして、これは旧町単位でございます。各地区協の会長職には年額で10万2,000円、そのほ

かの委員につきましては年額9万円。月額で申しますと会長職が8,500円、その他の委員が7,500円の月額となっております。

民生委員・児童委員につきましては、それぞれ協議会を設置をいたしておりますので、それぞれの6つの地区協におきまして、毎月定例会を行い、また研修等を研さんをしていただいております。安芸高田市民生委員・児童委員協議会につきましては、毎月6つの地区協の会長が集まりまして、会長会を毎月行っております。そこでそれぞれの地区協の現状報告なり議題等について協議をいただいております。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 今の説明でございますが、会長職で月に1回そういった各地域の課題についてお話があるということなんでございますが、その中で特に各地区における具体的課題というのは出てきておりませんか、どうでしょうか。

○秋田委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 課題と申しますか、会長会の中で懸念をされておりますのは、皆様ご承知いただいておりますように、本年、平成22年度が民生委員さん、3年の任期になっておりますが、一斉改正の年でございます。高齢化が進み、各地区におきまして、安芸高田市全体の今定数がございまして、なかなか民生委員さんの定数内に委員の推薦をしていくということが非常に困難になってきているのではないかと懸念をいただいておりますけれども、合併した折には総数137名の民生委員さんでございましたけれども、合併に伴いまして基準等が変更され、平成16年の一斉改選で現在の総数123名の定数になっております。そのときには委員の定数は減らさないでほしいというお声も委員さんからもいただいておりますが、現在では最初申し上げましたようなことが懸念されておるところがありまして、担当課といたしましても非常に悩んでいるところではございますが、やはり地域の皆様と関係機関へのパイプ役としての民生委員・児童委員でございますので、定数内で推薦ができるように担当課としても努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

青原委員。

○青原委員 今、民生委員・児童委員さんについては、言われたような仕事量があると思うんですね。それでここに今、年俸が、会長で11万、会員さんで9万円ですかということなんです、今後これを上げるということは考えていらっしゃいますか。

○秋田委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 会長職で年額で10万2,000円、非常勤特別職のところ規定をいただ

いておりますが、推薦会等でもその金額の部分も出たりしたことはございますが、現段階では増額というところは考えてはおりません。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

それでは、次の83ページの障害者自立支援訓練等給付に関する経費についての質問をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔ちょっと待って、順番にいろいろの声あり〕

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。

質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 委託料の市町障害者生活支援事業委託料、市内で2カ所というふうにお聞きしとったんですけれども、具体的にどういう施設でどのような活動をされておられるのか、お願いをいたします。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 市町障害者生活支援事業につきましては、社会福祉法人ひとは福祉会及び社会福祉法人清風会の2カ所に相談支援事業を委託いたしております。ここにおきましては、電話等による相談、また訪問によつての相談、それからそれぞれの事業所に来所いただいたの相談等々、障がい児、障がい者、またそのご家族の相談に乗っておりまして、サービス等の提供につなげておるものでございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 1点お聞きします。83ページの障害者自立支援法で予算をこのように組んであるんですけど、今の政府が考えとるような、それは見直すいうことが出とるんですが、これは予算上にはまだそういう決定がないんですが、今年度のは来年度です、そういう見直しというのは市町のほうへ連絡が何か入るとるんですか。それ1点お聞きします。

○秋田委員長 質疑に対し答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 議員さんご指摘のように、政府のほうで現在の障害者自立支援法につきましては廃止という方向が示されました。しかしながら、それにかわる新しい法律の制定は2013年度8月までをめどに新しい法律を施行していくという方向性が出されております。この予算の積算をする段階ではまだ具体的なものは示されておりましたけれども、1月に障害者

団体等の訴訟が起こっておりまして、それに対しての厚生労働省との合意がなされました。その中で、低所得者に対する利用者負担をゼロにするというところが合意の中にございまして、最終的には、正式な文書ではまだ参っておりません、法改正を伴うものでございますので。しかしながら、国の予算におきましては22年4月1日から低所得者の利用者負担については無料とするということが示されております。当市におきましては、その部分につきましては補正での対応をお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、85ページの障害者福祉に要する経費についての質問をお受けいたします。質疑はありませんか。

青原委員。

○青原委員 85ページの上の分はもういけるんでしょうかね。

〔言ってええの声あり〕

大丈夫。ちょっと聞いてみるんですが……。

○秋田委員長 青原委員。

○青原委員 補助費の部分で自動車運転免許取得事業補助金というのが10万円あるんですね。これは対象はだれになるんですか。

○秋田委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 重度の身体障害者の方で、一定の基準がございますが、自動車をご自身が運転をされるのに……。失礼しました。運転免許ですね、改造と勘違い。失礼しました。

運転免許の取得に係ります補助金として、限度額10万円までということで交付要綱定めております。それに従いまして交付するものでございます。

○秋田委員長 青原委員。

○青原委員 身障者が対象ですか、それじゃあこれは。いうことですね。重度の身障者の対象ですね。

○秋田委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 身体障害者でございます。

○青原委員 わかりました。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、101ページのほうの質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔101ページ……………手当の声あり〕

101ページの児童扶養手当の支給に要する経費についてのうちの特別障害者手当費についての質疑をお受けいたします。

今村委員。

○今村委員 扶助費の関係でございますが、特別障害者手当、障害児福祉手当、それから経過的福祉手当という、これは対象は段階的にやるのかどうか、そこら辺の内訳についてご説明をお願いをしたいと思います。

○秋田委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 特別障害者手当につきましては、二十以上ということで重度の障害のある方、基準がそれぞれございますが、対象に支給を決定をいたしておるものでございます。障害児福祉手当は二十未満に対しての手当でございます。経過的福祉手当といいますのは、これはもう現在新規の申請はございませんで、受給者が法が改正された時点で受給対象者が以前の制度でございましたので、その方に対してということで、受給者は1名でございます。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、105ページの生活保護事務に要する経費のうち、生活保護総務管理費、生活保護扶助費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 この扶助費の生活保護費でございますが、対象者の推移ですね、これについては今年度の予算でどういうふうにお考えでございましょう。

○秋田委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 生活扶助費につきまして、生活保護世帯が、これ平均になりますが、過去平成18年度で315人、19年度で299人、平成20年度で276人、平成21年度予算の編成時期におきまして283名ということで、合併以来これまで微減傾向にありました生活保護の申請が、一昨年来の経済不況に伴いまして、かなり生活保護の相談も含めまして件数がふえてきております。現在、1月31日現在の生活保護世帯が200世帯になっております。今後も申請等ふえる傾向にあらうかと思いますが、一時期の相談申請件数よりは落ちついてきておる状況でございます。

○今村委員 了解しました。

○秋田委員長 ほかに質疑ありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 今の関連ですけれども、申請だけで扶助費の支給が行われているのか、またその人数が減っていく中で、あるいはふえていく中で追跡調査というか、そういうものはやられとるのかどうか。ただ申請だけで物事を判断されとるのか、あるいはさっき言ったようにいろんな調査をされてや

っているのか、その辺をお願いします。

○秋田委員長 答弁を求めます。

西村社会福祉課長。

○西村社会福祉課長 保護の相談においでいただきましたら、申請の意思があるかどうかというのはまず確認をいたします。申請の意思があるということになれば申請書を受理をいたしまして、その申請に基づきまして、本人同意のもと、金融機関、保険会社等調査をいたします。また、扶養親族等につきましても扶養照会等、その保護申請をされた世帯について援助ができるかどうかということも含めまして調査をいたします。その調査の結果、基準に照らし合わせまして、この世帯が保護要か保護否かということを判断をいたしまして、保護を決定いたしております。以上です。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって社会福祉課に係る質疑を終了いたします。

これより、子育て支援課に係る質疑に入ります。

まず、97ページについての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続いて、97ページの公立保育所管理運営費についての質疑を求めます。質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 中ほどにございます派遣業務委託料でございますが、人材派遣の業務委託料ということで2,580万予算化されております。

〔97だよの声あり〕

○秋田委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。

今村委員。

○今村委員 今の業務委託料の算出根拠と、今年度その委託に関して新しいことがあるのかどうか、そこら辺についてのお考えを、予算化に対するお考えをお聞きしたいと思います。

○秋田委員長 答弁を求めます。

高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 派遣業務の委託料の算出根拠でございますが、昨年度に比べまして若干減額をしておりますが、昨年度、今年度の実績を踏まえて、この2,580万の額を設定をさせていただきました。

来年度につきましては、今年度と同様な派遣で保育所の保育士の休暇代休等につきましてはの派遣でいただくようにいたしておるところでございます。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、99ページの指定管理保育所委託費について質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、同じく99ページ、私立保育園費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 私立ということでお伺いしますけれども、将来的な形になるかもわかりませんが、予算書絡みでいう中で非常に聞きにくいところもあるんですけども、これ公立保育園を私立へというのが随分各市町で話題になっておりますけれども、そういう将来的な計画を策定するような状況にあるのかなのか、1点お聞きします。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 このたびの2次の行革の目標において当然対象項目として掲げております。市民の方々のサービス低下を起こさないように検討していきたいと思っております。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、101ページの児童手当の支給に要する経費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 さっきの説明では、扶助費の関係でこれ全部で212名分というふうにお聞きしてるんですが、歳入の財源とそれに対する現場の事務ですね、このことについて早期に実行できる体制にあるのかどうか、そこら辺をあわせてお聞きをしたいと思います。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。

ただいまの今村委員の質疑は却下いたします。

〔質疑の答弁……………ないかの声あり〕

失礼いたしました。もとへ。じゃあただいまの今村委員の質疑に対し、答弁を求めます。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。
今村委員の質疑に答弁を求めます。
高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 児童手当につきましては、2,825人分の手当の額を算出しております。事務等につきましては、子ども手当等の関連がありまして、子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当を給付するという形を本年度からとる形になりますので、事務につきましては本年度3月補正におきまして補正を700万程度していただきまして、事前にシステム等の改修等をし、それから事務人員を配置し、滞りのないように進める予定でございます。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。
塚本委員。

○塚本委員 子ども手当もこれでいいんですかいな、この項目で。
〔いや、105ページですね……………の声あり〕
はいはい。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。
続きまして、101ページ、児童扶養手当の支給に要する経費のうち、児童扶養手当費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。
続きまして、同じく101ページ、子育て支援施設の運営に要する経費のうち、児童館施設費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。
続きまして、103ページの放課後児童クラブ運営費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。
続きまして、子育て支援センター運営に関する経費のうち、子育て支

援センター運営費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 ファミリーサポートセンターの現状なり、また今後の課題がありますればお聞きします。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ファミリーサポートセンターの現状でございますが、現在、ファミリーサポートセンターを、今、吉田の子育て支援課の横で実施をしております。利用人数に……。失礼いたしました。

○秋田委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。

答弁を求めます。

○高橋子育て支援課長 ファミリーサポートセンター、ファミリーサポート事業につきまして、現状は、現在提供会員と依頼会員がおりまして、依頼会員につきましては86名、提供会員につきましても73名いらっしゃいます。実際の事業につきましては、700件程度の件数でございます。

今後の方向や課題も含めてでございますが、ファミリーサポート事業につきましては、子育てを支援するという立場から、会員相互の信頼関係が重要となってきております。今後はその事業を拡大をし、また利用料の改定等も考えておるところでございます。

具体的には、今現在協議をしておりますが、今後は事業の拡大によりまして子育ての支援をサポートしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○秋田委員長 再度答弁を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長(兼福祉事務所長) ちょっと若干補足をさせていただきます。

市長のマニフェストにもありましたように、24時間保育、宿泊預かりを22年度から実施ということで今現在、要綱とかいろいろなものを整備しながらということで考えております。

それともう1点、提供会員が受け取る料金が1時間当たり600円でしたが、それも若干上げさせていただいて、会員さんをふやしながら宿泊預かり、また一般質問でもありました病後児保育の預かりとかいうものにつきましても、今後検討していきたいというふうな思いを持っております。ファミリーサポート事業、充実、広報もしながら利用拡大をしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔関連での声あり〕

- 秋田委員長 塚本委員。
- 塚本委員 今の86名あるいは73名という会員の皆さんがいらっしゃるということ
 でしたけれども、例えばそれは吉田を中心にそういう人員にな
 っておるのか、それぞれの町の利用状況をお知らせいただければ、今後
 事業を拡大していく上においてもその事業所だけでいいのかどうか、
 そちらもちょっとお聞きしたいので、今の利用の実態を、人数の中の内
 訳をお願いします。
- 秋田委員長 答弁を求めます。
 高橋子育て支援課長。
- 高橋子育て支援課長 各町ごとにセンターの拠点を置いておりますが、それにつきまして、
 吉田というわけではなく各町でございますが、700何件の件数はありま
 すが、今現在、手持ちの資料が各町ごとの件数を持っておりません。大
 変申しわけなく思っております。以上でございます。
- 秋田委員長 重本保健福祉部長。
- 重本^{保健福祉部長(兼福祉事務所)} 各町ごとのというのはないんでございますが、平成20年度におきます、
 決算をこれはしておりますが、それについての若干数値を申し上げます
 と、保育所、幼稚園の預かりも含めて、帰宅後の預かりとかいうのがか
 かなりございまして、これが200件以上ございます。それから同じように
 学童保育、児童館とか児童クラブの送り迎えして家のほうで預かれる
 いうのも、これがかなりございまして、これが400件以上というふうな、
 そちらが主なところで、保育所から迎えに行つて自宅のほうで預かって
 いただけるとか、児童クラブに迎えに行つて預かっていたりするような、
 そういうものが多ゆうございます。以上でございます。
- 秋田委員長 暫時休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前10時40分 休憩
 午前10時41分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。
 ほかに質疑はありませんか。
- 宍戸委員 先ほどのファミリーサポート関係の事業の関係なんですけれども、社
 協へ委託されておられますが、これは預ける側も、子どもさんを、それ
 から預かる側も、そこらの保険対応というのは、もしか事故があつたと
 きの対応という、これは下の児童館費の中に入れておるんでしょうかね。
 そちら実態はどういうふうになっておるのでしょうか。
- 秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
 高橋子育て支援課長。
- 高橋子育て支援課長 事業に関する保険につきましては、保険のほうに入つておまして、
 また社会福祉協議会の委託しておる委託料の中に含まれております。以
 上でございます。

- 秋田委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。
続きまして、105ページの子ども手当の支給に要する経費のうち、子ども手当給付事業についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。
金行委員。
- 金行委員 1点、この子ども手当は来年度は1人当たり1万3,000円、これは全部国費負担ですよね。と思うんですが。その分の収入はこっちの収入の部分のどれに出てるんですかね。
- 秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
暫時休憩といたします。
~~~~~○~~~~~  
午前10時43分 休憩  
午前10時43分 再開  
~~~~~○~~~~~
- 秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。
高橋子育て支援課長。
- 高橋子育て支援課長 予算書のページでいきますと19ページになります。19ページの一番下から2番目の子ども手当負担金ということで、14国庫支出金の民生費国庫負担金で国が10分の10の歳入ということで予算書に計上しております。以上です。
- 秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。
前川委員。
- 前川委員 子ども手当給付金が1万3,000円ということですが、これはいつから実施されるか。それとまた、支給方法をひとつよろしくお願いします。
- 秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
高橋子育て支援課長。
- 高橋子育て支援課長 子ども手当につきましては、22年4月からの支給になりますが、実際の支払い月は6月、10月、2月の3回に分けて支払う予定になっております。
支給方法につきましては、児童手当の事務をしておりますとともに、また振り込みをする形で支給をするように事務手続をしておるところでございます。以上でございます。
- 秋田委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
先川委員。
- 先川委員 ちょっとフィードバックして申しわけないんですがいいですか。この……………。
- 秋田委員長 はい。ページ数等上げてください。
○先川委員 97ページ。……………。

○秋田委員長 暫時休憩いたします。
~~~~~○~~~~~  
午前10時46分 休憩  
午前10時46分 再開  
~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。
ただいまの先川委員の質疑は却下いたします。
ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。
これをもって子育て支援課に係る質疑を終了いたします。
これより、高齢者福祉課に係る質疑に入ります。
87ページの老人福祉に要する経費のうち、在宅福祉事業費についての
質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。
前川委員。

○前川委員 済みません。87ページのこれは在宅福祉事業費、この中で中ほどです
が、スプリンクラー設備整備補助金ですよね。ここは一緒に7万8,700円
ですか、ありますが、これは……。7,870万ですね。7,870万でしたかね、
一緒に。スプリンクラーじゃない。スプリンクラーと一緒にじゃなかった
ですか。済みません。これはクーラー関係ですよね。空調関係、空調設
備、これじゃないかな、これは。地域密着型サービス事業所整備補助金
が出ておりますが、ちょっとこの下だ。これは空調関係だろうと思うん
ですが、これ空調関係いうと設備いうか、配管が腐食されてなっとなるん
だ思うんですが、それを……。
〔予算書95ページだ、今の……………の声あり〕

○秋田委員長 87ページじゃなかったかね。
暫時休憩いたしますので。
~~~~~○~~~~~  
午前10時50分 休憩  
午前10時51分 再開  
~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 じゃあ休憩を閉じて再開いたします。
前川委員。

○前川委員 新規事業で7,870万が出るとるんですが、これはどのような事業になる
んですか。お願いします。
〔何ページですかの声あり〕

87ページの。予算書のほうは87ページです。地域密着型サービス事業
所整備補助金6,250万と設備、これ一緒になっておりますよね。それを
足したのが7,870万です。済みません、よろしく。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 地域密着型サービス事業所整備補助金6,250万と施設等開設準備支援補助金1,620万円でございますが、これにつきましては、第4期の介護保険の事業計画で計画いたしております美土里、高宮地域の地域密着型のサービス事業所、具体的には認知症高齢者のグループホームと小規模多機能居宅介護事業所と認知症デイサービスの事業所でございますが、12月から2月末まで公募いたしまして、現在のところ応募が複数っております。これの整備につきましての建物等の整備につきましては、上の6,250万円の補助金を支給し、そして開設準備、具体的には一番最初の備品をそろえるとか、あるいは開所6カ月前に人員を雇って開設準備を行うとか、そういう開設準備に関するものを下の1,620万円で助成するものでございます。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

[関連の声あり]

塚本委員。

○塚本委員 今、複数あると言われましたけれども、具体的に場所等あるいは事業所等は具体的に出とるんですかいね。

○秋田委員長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。

答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 現在、2月末までを期限に募集をいたしたところでございまして、これから各事業所のヒアリングあるいは地域密着サービス運営委員会による意見の聴取、そして市長による決定等まだ事務が残っておりますので、現在のところは複数出ているという状況でお答えをさせていただきたいと思っております。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 87ページの生活サポート事業委託料989万円です。これは新規事業の中にあるわけですが、これ在宅で支援を要する高齢者、障害者等に対する見守り生活支援事業、これはだれがどういうふうな、この制度までを事業として盛り込まれるのか、ちょっと具体的にお知らせいただきたいと思っております。

○秋田委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 現在、市社協を事業実施先と委託をしておりますが、考え方的には生活介護サポーターを平成21年度に養成をしております。その中から実際

に巡回とちょっとした生活支援を行う支援員さんを生活介護サポーターの中から希望者に登録していただきまして、先ほど委員ご指摘のように、市内の支援を要する高齢者あるいは障がい者の方を定期的に巡回あるいは生活支援を提供するサービスでございます。以上でございます。

○秋田委員長

宋戸委員。

○宋戸委員

これは市民総ヘルパー構想の中に位置づけられておりまして、これ将来的に大事な事業だろうというふうに思うんですけども、これらの希望者がいろいろ活動されますけれども、それに対する例えば事故があったときとか、そういうふうな対応っていうのはどういうふうに考えておられますでしょうか。単なるボランティアだけでいうわけにはちょっといけないのではないかと思うんですけど。

○秋田委員長

答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

ご指摘のとおり、市の事業でございますので、実際に見守り活動をしていただく支援員さんにつきましては、委託料の中に当然保険料を組み込んでおりまして、市の社会福祉協議会の中で保険を掛けていただく手だてをとっております。以上でございます。

○秋田委員長

宋戸委員。

○宋戸委員

先ほどのご質問し忘れたんですけど、この保険の程度いいですか、どういふときにどの程度の保険が出るかっていうような具体的なことがもしわかれば、お知らせいただきたいです。例えば、その世帯でもし事故があったときに、それをどういふふうに対応していくのか。人間関係ですからいろいろなトラブルがあるんじゃないかというふうに思うんですね。そういうふうなこともこの保険の対応をされるのかどうか、そこらをちょっと教えていただきたいと思います。

○秋田委員長

答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

現在のところ理解しておりますのは、支援員として通う場合の途上の事故、もしくはあと各家庭に出向きましてサービスを提供する中途におきます過失による事故等を保障すると理解しておりますが、詳細につきまして少し資料を取り寄せる必要がございますので、もし詳しいものをご希望でしたら、後日資料を取り寄せまして提供させていただきたいと思っております。

○秋田委員長

宋戸委員。

○宋戸委員

資料はいいんです。実は市長さんが特に市民総ヘルパー構想というのを設立していこうと、確立していこうというふうな中で、やっぱり一つ一つがこうして事業として出てきます。出てきたときに、そのことについてそれをやっぱり市民にしっかりPRして、こういう体制でやりますよということも必要ではないかというふうに思います。

それと同時に、ボランティアといいながらやっぱり本当実施して下さる方については、昼夜精神的なフォローもあろうと思いますし、人間

関係ですから、ストレスもたまるとかいろんなことがあるんで、そういうふうなところに対するむしろ生活サポート、その希望者に対するサポートをしっかりとしていくと。これがこれからの安芸高田市の市民総ヘルパー構想の中の一つの位置づけとして充実強化できるんじゃないかと、こういうふうに思いますので、これだけじゃありませんけれども、この中にある、たくさん構想の中にあるんですけども、そこらも一緒にしっかりと考えながら、この事業を推進していただければと。

特に希望者の方に対して、やっぱり趣旨がしっかり理解をしていただかないと、ちょっと思うとったんとは違うとったんよのうと、むしろ人間関係が崩れて、サポートされる側もする側も気分が悪いというふうなことになるはいけませんので、特にそういう点については、事業を推進するに当たっては注意していったほうがいいんじゃないか、こういうふうに思います。以上です。

そこらの意気込みっていいですか、取り組み方をもしあれば。

○秋田委員長 答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 ご指摘のとおりなんで、今ちょうど過渡期なんで、そういう保険の問題とか、今、最初はこれ全部ボランティアでいくんかどうかでございませう。先般の皆さんに議会のときに1回言うたと思うんですけども、将来的にはこの仕組みを例えばポイント方式、自分の今与えたポイントが将来返ってくるとかいうふうなことを含めまして、完全なものになるには時間もかかると思いますけど、そういう方向でしっかり一丸となってみんなで研究してまいりますんで、ご理解を賜りたいと思います。

○秋田委員長 よろしいですか。

○宍戸委員 はい。

○秋田委員長 審査の途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。

引き続き在宅福祉事業費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

先川委員。

○先川委員 87ページの生活支援ハウス運営委託料630万円とありますが、この内容についてお尋ねします。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 生活支援ハウスの運営でございませうが、場所は向原総合福祉センターかがやきの内部にございませう。5部屋ございませうして、その5部屋を使つての一時的な入所という考え方でございませう。ただ、基本は自炊でござい

まして、比較のお元気な高齢者で一時的に在宅で生活することが不安な高齢者、例えば冬の時期、一時的に雪等が積もってひとり暮らし等になるため不安であるとか、あるいは現在利用のほうで特徴的なものは、例えば医療機関が現在早期の退院を誘導いたしておりますので、まだまだ在宅で帰って一人で生活するのに不安がある方とか、そういう一時的な入所の目的の施設でございます。現在は年間大体7名ぐらいの利用がっております。一時的の期間は基本的には3カ月を原則とさせていただきます。以上でございます。

○秋田委員長 ほかには質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 補助金のことについてお伺いをいたします。

今の老人クラブの連合会730万、それからシルバー人材センターへの補助金が例年どおりの3,175万という形になっております。上の老人クラブの組織率についてはどういうふうに把握をされているのかということ、シルバー人材センターについて、それから委託事業で就労の場の確保に行政のほうはかなり努めておるわけでございますが、このセンターの運営が恐らく今年度から国県の補助費が減って恐らくセンターの運営にはかなり厳しい状況が出てくるんじゃないかなろうかというふうに想定をしておりますが、その対応のために市として独自のまた支援策というのがあり得ないのかどうか。私は具体的に言えば、例えば今、センターの運営が前は6町でやっていたものを1カ所に集中をしてやっていることなんで、そこら辺の人的な支援があってもいいんじゃないかなろうかというふうに思いますが、そこら辺についての考え方はどのようにお考えでしょうか。

○秋田委員長 答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 老人クラブの組織率でございますが、現在老人クラブ会員数約4,400名というふうに把握をさせていただいております。65歳以上の高齢者と比較いたしまして40%をちょっと超えておる状態でございます。40%と申しましても、老人クラブのクラブ内でも高齢化が進んでおまして、若い世代がなかなか新規加入しておられないという実態がございます。なお、これにつきましては、県の老人クラブ連合会を初めとして全国的な課題でございまして、老人クラブの内部で新規加入者のことにつきましては協議をさせていただいております。

シルバー人材センターの補助金でございますが、ご指摘のように現在補助金につきましては昨年同額を計上させていただいておりますが、基本的考え方は、先ほど申されましたように、国費が非常に厳しい状況でございます。と申しますのも、吉田シルバーと甲田シルバー、2つのシルバーがそれぞれ1,000万の基本額で統合されまして、2,000万あったわけですが、5年をかけてこれが1,000万に減額をされます。なおかつ現在の国費の非常に厳しい状況の中で、その1,000万も950万に減額をされて

きます。シルバー内部で申しますと、22年度は恐らく国からの補助金収入は950万になるものであろうというふうに思っております。5年をかけたして2,000万から950万に縮小されてきました。市町は国費と同額を基本的には支出をすればよいわけですが、シルバーの高齢者就労支援のために各シルバーの支所と申しますか、その分所を残すという組織的な維持等検討いたしまして、3,175万円という補助額を計上させていただいております。

人的派遣につきましてのご質問でございますが、これにつきましては現在は考えておらず、今後の検討を要する課題であろうかとは思っております。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、老人保護措置費についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、89ページの介護保険事業費及び介護保険特別会計繰出金についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、95ページの福祉センター運営費及び社会福祉施設運営費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもって高齢者福祉課に係る質疑を終了いたします。

次に、高齢者支援室に係る質疑に入ります。

89ページの介護サービス事業のために要する経費の介護サービス特別会計繰出金についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

次に、保健医療課に係る質疑に入ります。

まず、83ページの国民健康保険事業の運営に要する経費、国民健康保険特別会計繰出金についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 国保の中で検討すべき問題かもしれませんが、一応かなり詳細な形での繰出金がかここへ上がっております。これの算出根拠はありますか、この点についてはどういうふうにお考えでございましょうか。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

久保保健医療課長。

というふうに思っております。この事業も所得制限を安芸高田市の場合は撤廃しておりますので、今先ほど申しました人数の方には一部補助を全員させていただいております。以上です。

○秋田委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、同じく91ページ、老人医療公費負担事業費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、107ページ、まず保健衛生一般管理事務に要する経費について、保健衛生総務管理費についての質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員　休日夜間急患センター運営事業負担金7,900万ということです。これは医師の確保とかいろいろ根拠があるわけですが、もう一回確認をしたいんですけども、7,900万円の算出根拠を確認、教えていただきたいと思います。

○秋田委員長　ただいまの質疑に答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長　当初2,700万円という補助を出していたわけなんですけど、それに基づきましては、一応県の算出根拠に基づいて2,700万円という額を提示しておりました。しかしながら、休日夜間24時間対応ということで、先ほど宍戸委員も言われましたように、医師の委託料であり、またスタッフ等の人件費等、運営していく中で赤字が出てきたという現状がございます。昨今、市長さんの答弁にもありましたように、吉田地域に中核病院としての位置づけでやはり維持していかないといけないという状況がございます。そうした中で、市としても赤字を幾らか補てんするという形で維持継続を図りたいという中で、補助金のほうを増額計上いたしております。

○秋田委員長　宍戸委員。

○宍戸委員　私も一般質問の中でもお話をさせていただいたんですけども、現在、吉田病院、いろいろと赤字対応といいますか、体制づくりについて相当努力をされておるといふふうに聞かせていただいております。中核病院として市内には各開業医の医師もいらっしゃいますけれども、最終的には吉田病院なりそして三次市、それから可部のほうの開業医の皆さんが紹介をしてくださるといふ、やっぱりこの吉田病院という中核病院を住民が育てるといいますか、そういう体制づくりが私は特に要るんじゃないかと、こういうふうに思うんです。

風評被害じゃないですが、いろいろ批判もあるわけですが、それはお互いに病院側も経営者側もですけども、医師、看護師、その他レント

ゲン技師、それぞれ自助努力をされながら、特に私が申し上げたいのは、この中核病院というのがどれだけ大切かということが市民の皆さんがやっぱりしっかり考えていただくと、こういうことをしないと、休日夜間急患センターがちょっと赤字だからどうもならんと、これ費用対効果でいったらもう廃止ですよ。そういうことを考えたときには、私は市としても行政的にもしっかりこのことを認識して、そのことを市民にしっかり訴えて、今実態はこうなんだと、だからこういうことをしっかり支えていこうというふうな市民の皆さんの意識を高めるためには、これ補助金は当然出す必要もあろうと思いますけれども、そういう支えるいうことを行政としてもやっぱり市民の皆さんにしっかり知らせていくというか、そういうことを考えていく必要があると思います。

今、可部のほうに緊急夜間医療というのを出すというふうになっておりますが、そういうことを考えてみてもここは廃止されないような取り組みを、行政としていくという中で、7,900万円というのが果たして高いのか安いのか、そこらの判断難しいと思いますが、根拠を聞かせていただいたのはそういうことなんです。これを継続して7,900万でいいんですかということをもっと聞いてみたいと思います。

○秋田委員長 答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 貴重なご意見ありがとうございます。

議員おっしゃるように、中核病院として市民がみんなで支えていかにやいけんことは確かでございます。先般もやっぱし経営、議会運営協議会等を通じまして吉田病院の運営経営については、今、頑張ってくださいと申し上げておりますけど、一応何せここは中核病院といいながらJAということで限界はございますけど、おっしゃるように広報活動を通じながらこの病院の重要さというのは我々行政としても広報していかにやいけんと思います。市民の方々に理解のあつての中核病院であると思えます。ここをしっかり守ることが、今後の安芸高田市の医療体系、今度地域医療、こういうものを守ることにつながりますんで、このことはこれからも啓発活動をしていきたいと思えます。

ただ、費用対効果とおっしゃいますけど、実はこれ救急事務と言いながら、この先般答弁で申し上げましたけど、安芸高田市の固有事務なんです。これをやめたと言ったら農協として全然責任はないけど、だけど、安芸高田市から救急病院をなくするということは、市民にとっても安全安心にしても非常にまずいということになるんで、絶対これ守っていきたくて思っております。独自の運営をしたらこんな金じゃありませんので。3億とかそういう金が要る。そういう意味でも、吉田病院の方にはちゃんとそういう努力していただいて、かつ我々も支えながら、こういう経費かからんような体制で24時間体制を守っていきたくて思っております。

それで、私が強く言えないところはそこにあるんですね。おまえがやり

やあいじゃないかと言われたらちょっと困るわけですね、これ。だから、それで私、執行部に聞きよったら厚生省がどう言うたかいったら、この交付税の中に入ってるって言われたんだ。だから困るんですよ、これ。前は吉田病院の事務かと思ってたんですよ。そうじゃないんで、このことは病院にはあんまり言わないんですけども、失礼かもわかりませんが、そういうことも踏まえながらの協力をしていかないけんと思います。

どっちにしても市民の方々があこをちゃんと使って、いい機械を入れてちゃんと使ってもらうこと、病院の安定がやっぱり安全安心につながるということは確かでございます。あこへ行ったら病気が治らんじゃないかとか、こういう風潮が起こらんように、我々も広報をかけていかにやいかんし、吉田病院もみずからもしっかりと頑張ってもらわにやいけんというのが状況でございます。ご理解賜ったでしょうか。以上でございます。

○秋田委員長 続いて、答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 休日夜間に基づきましては、一応地域保健法によりまして市町が実施するというたてりの中で動くものでございます。そういうことで、原課としましては、今言われましたように、やはり市民の方への普及啓発がとても重要と考えておりますので、今後そこをしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、今現段階でも原課の担当者、また吉田病院の事務担当者等で会議等も設けておりますので、その中でまた意見等もしっかり反映しながらやっていきたいと考えております。以上です。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員 前者の質疑に関係し、同様なことを申し上げるようですが、吉田病院に対する助成金がこれは3,000万ですけど、合併前からずっと続いとるんですよ。それで考えてみますと、中核病院であり、また病院というのは本当に大切なんですけど、これが厚生連が運営しとるんだということもあります。隣の三次市ではこれはもちろん三次の市立ですが、吉田総合病院に対する安芸高田市が年々続けておる3,000万のいわゆる支援金に対して、6億3,000万でしたか、これは20年度であったと思うんですが、それは自分の市で建った病院とはいいいながら、やっぱりすごい行政の支援金ですよ。先進的などいいますか、進んだ機械を、医療機器を求めるにしても、大変な差が出てくるわけですね。そういうことを言ってもしょうがないんですが、3,000万をずっと続けているということについて、先ほどのご意見と同様のことを申し上げるようですが、自分たちの行政が吉田病院、中核病院とどういう関係にあるんかという意味合いで、やっぱり市民にしっかりとこのことをわかってもらうというのが、これはこういった分野だけでなしに、行政全体の分野でそうなん

ですが、そこらの点をもう少し強調していただきたい。現状のところをもう一遍やっぱり吉田病院と市民の関係ということを認め合っていたくいうのが、この予算を本当に生きたものにしていくという立場から大事だと思うんですね。

先ほど同様のことを市長も言われておりましたので、当然のことだというふうに考えておっていただくと思うんですが、これからはやっぱりそういった市民とのかかわり、市の予算をどう使う、そこをみんなわかってくれというようなことを一層強めていただくと重要だと思いますね。答弁が重なりますんでよろしいですが、意見と言わせていただいております。

○秋田委員長 答弁を求めます。

浜田市長。

○浜田市長 議員ご指摘のように、おっしゃるとおりだと思います。市民の方の協力を、私はやっぱり小児医療もこっちでやりたいんですよ、できたらこの近くで。それからもう一つは、これからはやっぱり地域医療、辺地医療とかいうことの大きなテーマがございます。こういう問題を解決する意味でも、しっかり地元の病院と連携をとってやっぱりいい病院にしていく必要があります。そのための前提といたしまして、やっぱり市民の方々にご理解とご協力を賜らにゃいけんと。それでご指摘のようにちゃんとした啓発もかけていかなければならないと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、同じく107ページ、109ページの健康づくり推進事業費についての質疑を賜ります。質疑はありませんか。

今村委員。

○今村委員 市長はこれまで一般質問の中で、高齢者の対応として、健康年齢を上げるんだと。そのことによって医療費の削減に大いにつながるしということ述べておられます。やはりそのことを現状下においては健康づくり推進事業を通じて、そこで具現化していくのがその役割だろうと思っております。そのようなことでやられた形での目標設定なり今後のあり方をどのように対応しようとしておられるのか、ちょっと粗雑な質問になりますが、お伺いをしたいと思っております。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 健康づくり事業につきましては、母子保健から高齢者の保健事業まで多種あります。その中でやはり健康づくりというのは母子保健から確立していくものだと考えております。予算書の中にも母子保健に係る経費をかなり予算計上させていただいております。そしてまた、生活習慣病予防等もこの中には含まれております。

それと、今、議員さん言われましたように、目標設定に基づいてというお話でございましたが、それにつきましては健康あきたかた21を19年度に策定し、20年度に推進計画を立てております。それに基づいて今執行しておりますが、平成23年が見直しの年度となっておりますので、そのときにまた数字化しまして評価等やっていきたいと考えております。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 109ページのインフルエンザの予防接種は3,000万幾らあるんですけど、これは普通のインフルエンザと、昨年、一昨年度、新型がございました。ああいうふうなんが含まれるんか、それ1点お聞きします。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 そこに計上しておりますのは季節型インフルエンザ、また新型インフルエンザ合わせた額でございます。新型インフルエンザ、季節型ともに補助費でも上がっているんですが、安芸高田市以外の医療機関でかなり接種される方がありますので、その方等につきましては償還払いを考えておりますので、接種料金につきましては委託料と補助費のほうで計上させていただいております。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

大下委員。

○大下委員 107ページの健康づくり推進事業費の中の非常勤職員の報酬の1,231万2,000円の内容を教えてください。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 その報酬につきましては、栄養士1名、そして今、各支所に設置しております保健推進員5名分の予算計上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、109ページ、保健センター運営費について質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

続きまして、113ページの診療所運営費に要する経費について、診療所運営費について質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

大下委員。

○大下委員 113ページの診療所の運営費についてなんですけど、21年度と比較して委託料が約200万ぐらい減額されていると思いますが、その理由は。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 診療所委託料の削減額なんですけども、美土里歯科診療所がございま

すが、その委託料を減額いたしております。

○秋田委員長

大下委員。

○大下委員

その理由はわかりますか。

○秋田委員長

答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

ただ公設民営という形で運営していただいております。それで、21年度から診療報酬は先生のほうでお受けいただいて、一応地域医療医師確保ということで、例年の額を担保するという形でおりました。ただ、今、行革等している中でやはりそこ等のことを踏まえまして、委託料を削減いたしました。そして診療報酬は20年度、21年度見まして、先生すごく頑張っておられますので、診療報酬は伸びてきております。

○秋田委員長

大下委員。

○大下委員

それと、備品の購入費の1,015万9,000円の内容、わかりますか。

○秋田委員長

答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

美土里地域の診療所ということで、21年度まで北生、また横田診療所がございました。皆さんご存じのように、北生診療所につきましては3月末をもって閉院という形になります。また、横田診療所におきましては、先生が今の先生から4月1日からかわるという状況がございます。そうした中で、美土里地域の医療体制を充実するというところで、横田診療所の、そこに計上しておりますのは心電図、そして内視鏡システムの医療機器の整備相当分を計上いたしております。

○秋田委員長

大下委員。

○大下委員

北生診療所の閉鎖について、この予算の中で住民へのできるサービスのもの、今の仮に今まで通院されよった人が横田まで来る何らかのサービスというものは対応できるのかどうか、伺います。

○秋田委員長

答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

北生、生田、北、生桑から横田までの交通費のことをおっしゃったんではないかと思えますけども、一般質問にもありましたように、やはりお太助ワゴンがございますので、当面それをご利用いただいて、横田のほうまでという気持ちで今考えております。また、予算的にはそこには反映されてませんけども、原課の保健師がその地域に出向いて定期的健康相談を実施する、あるいは家庭訪問で横田の先生の往診を充実させていただくということもお願いしておりますので、そこらあたりで対応していきたいと考えております。

○秋田委員長

ほかに質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員

先ほどの関連で、備品も相当そろえられて、新しく先生を迎えて将来に備えるということでもありますけれども、将来的に公設民営というようなお考えは横田診療所についてお考えをお持ちかどうか、お伺い

をいたします。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 横田診療所の後任の先生と打ち合わせ等を再三させていただいております。その中で、2年後をめどに公設民営という形でお願いしたいというふうに考えております。じゃない、民営。済みません。

済みません。現在は公設民営ですので、2年後をめどに民営化を。はい、失礼しました。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

以上で各課ごとの質疑をお受けいたしました。再度今までの全体の中での質疑をお受けいたしたいと思っております。質疑はありませんか。

先川委員。ページ数と項目を。

○先川委員 済みません。ちょっと前後して申しわけありません。97の上段のほうにあります委託料の寺山プール管理委託料とありますけれど、このプールについての利用状況、というのが、現在学校のほうでは1小学校1プールというような方針で進められとるように思いますが、こういう、プールそのものは同じものです。ただ、設立の設置の目的が違うだけで同じだと思んですが、今後の見通し、今後どのようにこれを続けられるのかいうのもあわせてお聞きしたいと思っております。

○秋田委員長 答弁を求めます。

高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 寺山プールにつきましては、地域の子ども会等に委託し、管理をさせていただいております。その委託料でございますが、利用状況につきましては、利用のほうはそのシーズン、人数については今現在把握しておりませんが、地域の子どもが1日10名程度の利用があるように聞いております。

今後の見通しといたしましては、昨年プールの塗装の改修をいたしまして、今後もこの利用の状況を見ながら継続をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で平成22年度安芸高田市一般会計予算のうち、福祉保健部所管の部分についての審査を終了いたします。

午後1時まで休憩といたします。

なお、午後、特別会計のほうに入らせていただきますので、よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 秋田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第40号、平成22年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。
執行部から要点の説明を求めます。
重本福祉保健部長。
- 重本福祉保健部長(兼福祉事務所長) それでは、平成22年度国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。
予算の総額は35億3,324万1,000円でございます。歳入の主なものは、国民健康保険税6億8,408万8,000円でございます。歳出の主なものは、医療費の保険給付費で23億4,135万3,000円でございます。
以上、簡単ではございますがよろしく願いいたします。
- 秋田委員長 以上で要点の説明を終わります。
なお、審査は特別会計ごとに進めさせていただきます。よろしく願いいたします。
質疑はありませんか。
亀岡委員。
- 亀岡委員 申し上げるまでもなくて、国保会計におきましては事業の安定運営ということは最も望まれるわけですが、税の収納ですね、これ顧みますと18年、19年、20年と滞納繰り越し分が増額をしてきているような状態でございまして、20年度の決算時点でも滞納繰り越し分が1億225万余りというようなことになっておりますが、これが現在の時点ではどのような状態にあるのか。とりあえず21年度、年度末をすぐ迎えるわけですが、現状どうなのか。また、それぞれの整理の見通しですね、こういったところを説明をされたいと思います。
- 秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
山本市民部長。
- 山本市民部長 国保税の徴収状況であります。滞納分につきましては今1月末現在で1,628万4,000円余り徴収しております。収納率で12.52%であります。前年同月で比べますと0.1%余り前年度より今のところ上回っておるような状況であります。滞納者が若干やっぱり失業とかそういうリストラやら何かにあわれて国保に回られたという方が随分おられまして、なかなか滞納の徴収が進まんというような状況にあります。前年より若干上回った状況で徴収のほうは進んでおります。
現年分につきましては、95%を目標に今やっております、前年同月ぐらいで大体追いついてきとるような状況となっております。
以上で説明を終わります。
- 秋田委員長 亀岡委員。
- 亀岡委員 ちょっとけた違いの数字を言われましたんで失礼いたしました。国保会計だけにとどまるね。

[はいの声あり]

今のところよろしいです。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 予算書の243ページのジェネリック利用促進サービス委託の件でございしますが、昨年9月にも補正も出ましたし、今回は新規で出ておりますので、そこらの説明を詳しくお聞きしたいと思います。

○秋田委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 それではジェネリック医薬品の利用促進事業ということでご説明申し上げたいと思います。

先ほどもありましたように、国民健康保険の健全運営を目指すということで、一つの事業としてジェネリックの利用促進事業を掲げております。昨年9月に補正させていただきました。その取り組みについて少しお話ししたいと思います。

ジェネリック医薬品は横文字でもありますし、皆さんになかなか浸透していないのが現状だとは思っております。しかしながら、皆さんにどういふものか知っていただきたいというのがまず1点でございます。それを受けまして昨年医師会あるいは薬剤師会等協力の旨をお願いいたしました。市のほうから利用促進の事業を展開するというので承諾をいただいて、事業に取り組んでおります。行政としましては、切りかえる切りかえないかにつきましては、ご本人さんあるいはかかりつけのお医者さんとの相談の上での結果になろうかと思っておりますけども、やはり情報提供はしっかりしていかななくてはならないということで、21年度取り組んでおります。

その1点目としまして、昨年6月広報で「ジェネリック医薬品をご存じですか？」というテーマで掲載しております。2点目に、7月に国民健康保険者の保険者証を更新するわけですが、その中にも各世帯にジェネリック医薬品を利用しましょうというパンフレットを送付いたしております。3点目が、やはり文書だけではなかなかご理解いただけないということで、地域へ出向きまして、ジェネリック医薬品とはどんなものか、あるいは特定健診とはどんなものかということで、市内9会場において説明をいたしております。あと4点目が、9月補正で計上しております被保険者への医療費削減通知ということであります。削減通知につきましては、診療月から通知するまで4カ月の期間を要します。国保連合会からレセプトが市へ返ってきてまして、それを受けて処理するということになります。なぜ9月に踏み切ったということなんですが、先進事例であります呉市なんですが、呉市がアンケートをとつとられます。その中で、ジェネリック医薬品を好意的にとらえている、80%です。通知書が切りかえるきっかけとなると思っているのが7割、70%です。それから通知書をきっかけに切りかえたあるいは切りかえようと思う、そういうのが

55%ございました。そうしたアンケート結果等を踏まえまして、やはり積極的に取り組みたいということで9月補正でジェネリック医薬品の削減通知書送付というのを掲げております。今年度取り組んだというのはやはり、診療月から4カ月、またシステム等の構築等もありまして、22年度本格導入したいという意向がございましたので、9月補正で対応しております。

それで、今年度の取り組みなんですが、先ほどからも申しておりますが、やはり啓発活動が一番大切だと思っております。健康まつりあるいは老人福祉大会等のイベントでの啓発、あるいは地域での健康相談、健康教育、家庭訪問等での説明あるいは相談の実施で今までしていただいたけども、広報あるいはホームページ等への掲載を考えております。利用促進につきましては、今の啓発とやはり積極的な事業として医療費の削減通知ということ、2本構えでやっていきたいというふうに考えております。その利用促進サービス業務委託料ということで削減通知をするという予算計上を705万6,000円計上いたしておるものでございます。

○秋田委員長

金行委員。

○金行委員

説明はよくわかりましたし、この問題は行政がぐっという分もやっぱりお医者さんと本人さんのあるいは評価いろいろあると思います。考え方としては伸びるというふうな状態になつとるんですか、それ1点お聞きします。

○秋田委員長

答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

今年度、22年度からの状況をちょっと積算をしてみましたけども、やはり委託料が700万かかります。削減額が、あくまでも推計でございまして、145万ぐらいで、やはり初期投資はございますので、2年くらいを境に伸びてくるというふうに推計をいたしております。

今、この事業につきましては、国、県等も積極的に取り入れるという指導をしておりますので、一応特別調整交付金のほうで事業費のほうは10分の10入るという予定ではございます。

○秋田委員長

ほかに質疑ありませんか。

今村委員。

○今村委員

今のジェネリックの件でございまして、この事業については、やはり将来見通しを立てた上でその効果を高めるということが必要になってくるというふうに考えますが、今年度の効果については先ほどおっしゃいましたけれども、当面の課題として今後のどういったような形で見通しを立てられるのか、そこら辺についてのご見解があればお聞きをしたいと。

○秋田委員長

答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

先ほどからも申しておりますが、行政としましてはやはり情報提供、その中でご本人さんが負担を幾らかでも軽減するという意味で切りかえ

ていただければ、削減につながっていくと思うんですね。そこらあたりのやはり正しい情報提供ということで、医療費の削減通知というのは、例えば新薬であれば1,000円かかりますよ、後発医薬品を使うことで500円で済みますということになれば、ご本人さん個人の個人負担も軽減されるというメリットもございます。そこらあたりで、被保険者の削減もあり、またひいては保険者としての削減効果も出てくると思いますけども、それはひいてはまた保険者にも返ってくるという、順繰りで回ってくるものだと思いますけども、やはり今考えているのが、被保険者の方で3割から4割ぐらい切りかえをという思いで今、推計を立てているところでございます。

○秋田委員長 今村委員、よろしいですか。

今村委員。

○今村委員 今の三、四割の切りかえっていうのが一つの目標なんですが、先進事例ではそういったようなことがどの程度まで行われているのか、そこら辺についてはいかがですか。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 全国でも呉市が先進事例ということで今実施されております。呉市も当初は低い削減額でございましたが、やはりかなり啓発をされて伸びてきてます。しかし、一たん踏み切って今多分横ばいということで課題等もお聞きしてますので、啓発の部分で個々対応していかないと、そこから先っていうのは伸びにくいのではないかなというふうに考えていますので、当市としましてもやはり啓発にしっかり力を入れていかないと切りかえにはつながらないのかなというふうに考えております。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 ちょっと恥ずかしい話なんですけども、ジェネリック利用促進サービス業務っていうのはどういう業務なんですか、具体的に。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 ジェネリック医薬品利用促進事業といいますのは、積極的に今取り組もうとしているのが削減通知でございます。そのほかにも先ほどから言っておりますけども啓発等が利用促進事業でございます。やはり金額を提示してお示しするというご本人さんの削減額も出てまいりますので、積極的にそこらあたりを提示していきたいというのが今予算計上してます業務委託料でございます。

○秋田委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 大体はわかったんですけど、このジェネリックの利用を促進していくっていうと、どうしても医療機関と、やっぱり幾ら個人に言っても、我々もそうですけど、先生がこの薬いうてぱっと言われたらもう対応できませんよね。だから、市民の皆さんにしっかり返していくということ

になりますと、やっぱりこのジェネリックというのは文章でただやっただけじゃあ理解できんと思います。私はできんと思うんですが、皆さんどうかわかりませんが。ですから、こういうのをしっかり市民に返していくっていうことは、具体的にそれぞれの支所へ、保健師さん、いらっしやいますね。そこらを通じてやっぱり現場に行き指導していくとか、それでもしかそういったときに、こういうときにはこういうジェネリックというような言葉がええんかどうかわかりませんが、そういうのを、安いなら安いという分でも、それを使っただけませんか。このことによって、安芸高田市の医療っていいですか、国民健康保険からいっても税金の軽減にもつながるんです。ですから私は、これで再三再四、協力したいというように具体的にしっかり市民の皆さんへ啓発をしていくということが大事だと思うんですけど、そこらはどういう体制で今やっておられますか。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 今、議員さん言われたとおり、やはり具体的にご説明申し上げるのが一番だと思っております。先ほど申しましたように、やはり地域へ出向いての健康相談あるいは健康教育あるいは部内でも連携とりまして、高齢者支援室等もいろんな事業されておりますので、その中での高齢者に対する啓発であったりとか、やはり具体的な部分は詰めていきたいというふうに考えております。

いいですか。今、処方せんも20年度から変わってきております。先生が何も書かれなければもうジェネリックに切りかえるという処方せんになっておりますので、そこらあたりも患者さんがご存じかどうかというのがありますので、そこらあたりも踏まえて、具体的にご説明申し上げたいというふうに考えております。

○秋田委員長 宋戸委員。

○宋戸委員 今先ほど久保課長がおっしゃったんですけども、もう黙っとつても医師との連携といいますか、行政とはできるとということなんですか。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 システム的にはそうなんですけども、やはり個々先生方の考え等もございまして、それを提示してじゃあすぐ切りかわるかどうかという先生の考え方はかなりおありだと思いますので、そこはもうご本人さん、先生、薬剤師さん等とのやはり相談結果で切りかわるということではないかなというふうに考えます。

○秋田委員長 宋戸委員。

○宋戸委員 そうしますと、本人の希望であって、最終的には医師の判断によってかわると、こういうことになると、やっぱり行政、医師会のほうにもしっかりお願いをするというか、その趣旨をどのように言っておられますかね。

- 秋田委員長 久保保健医療課長。
- 久保保健医療課長 安芸高田市医師会の先生とは、医師会長さんを通してお願いはしていただいています。また、国保運営協議会の中でも安芸高田市医師会あるいは歯科医師会の先生もご参加いただいておりますので、そこでご説明をしっかりと申し上げて、意見も議論を交わした結果でございます。
- 秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 先川委員。
- 先川委員 お医者さんの関係なんですが、私もお医者さんに命を預けとるという格好で、安い薬を使うてくださいうことは私のほうからも言えませんし、理解はしとつても。かなりお医者さんのやっぱし、あるいは薬剤師さんのウエートが大きいと思うんですよね、これ。先ほどはお話しされたと言っておられますけれど、状況は医師会の状況あるいは薬剤師さんとの協会の状況はどんなような状況なんでしょうか。
- 秋田委員長 答弁を求めます。
- 久保保健医療課長。
- 久保保健医療課長 現状は薬剤師の方にお聞きすると、安芸高田市内で約3割ぐらいは使われているのではないかなという情報はいただいています。ただ、こちらでもレセプトで確認しているわけではございませんので、薬剤師さんからのご意見はそういうふうに乗っております。
- 今おっしゃったとおり、やはりご本人ももちろんそうなんですが、先生の考え方、薬剤師さん、今、医薬分業という形で薬局へ処方せん持っていかれたときに薬剤師さんのほうもしっかり説明するというのが義務化されておりますので、その中でやはり結論が出ていくものではないかなというふうに思います。その考え方を決めていただくやはり行政としたりその辺の情報をしっかりと上げていくというのが役割だというふうに考えています。
- 秋田委員長 宍戸委員。
- 宍戸委員 国と県の動きもこれに沿った動きをしていくということになっておりますが、国や県の対応というのはどういう対応をしているんでしょうか。
- 秋田委員長 答弁を求めます。
- 久保保健医療課長。
- 久保保健医療課長 国からは通知で来るという形が多いんですが、県は県の医師会あるいは国保連合会あたりが積極的に導入するという形で研修会をしたりとか、医師会との連携等を積極的に今取り組んでいるという状況です。
- 秋田委員長 宍戸委員。
- 宍戸委員 ジェネリックの関係については、今、国保税の滞納もどんどん、どんどんいいですか、ある程度今の社会情勢、経済情勢の中で滞納額もふえているような状況ということになりますと、医療費は高騰していく、高齢化は進んでいく、そういうふうなことになる、ますます国民健康保険の運営のあり方が問われてくるということになりますと、これ大きく安芸高田市の市民のかかわりが大きい。特に後期高齢者の医療制度も今

度変わって、国保に入ってくるというふうな状況にありますよね。そういうことを考えたときには、このジェネリック、本当に国保の運営にいうよりも、それも当然ですけど、市民の皆さんの健康管理ということからして、そういうこともひっくるめた取り組みをしっかりとしていかないかんなどというふうに思いました。ということは、これを具体的にしっかりと進めていくという具体的な取り組みをどういうふうにしようというのが、もう一回確認しておきたい。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 やはり先ほどから再三申し上げてますが、地域での説明だと思っております。高齢者につきましては広域連合のほうからやはり医療費の削減通知ということで利用しましょうというご案内が行ってますが、そこらもあわせて、国保の被保険者、あるいは後期高齢者の方もあわせて、地域でひざを交えてやはり説明していくのが一番効果があると考えております。それはやはり保健師の地域活動の中でしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○秋田委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 再々済みませんね。これやっぱり市長さんがおっしゃっておる市民総ヘルパー構想と、こういうことの中にもしっかりと位置づけた取り組みをされるのでしょうか、どうでしょうか。

○秋田委員長 答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 市民総ヘルパー構想のどうかというのは答弁できないんですけども、やはり地域での活動の中で高齢者支援室との介護予防事業の中でしっかり取り組んでいける事業だというふうには考えております。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。

ここで市民部税務課は退席されます。

~~~~~○~~~~~

午後1時24分 休憩

午後1時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○秋田委員長 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、議案第41号、平成22年度安芸高田市老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長（兼福祉事務所長） それでは、平成22年度老人保健特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算の総額は25万7,000円でございます。後期高齢者医療制度への移行に伴いまして、本年度で最後の予算となります。

以上、簡単ですがよろしくお願ひいたします。

○秋田委員長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

次に、議案第42号、平成22年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本^{福祉保健部長(兼福祉事務所長)}

それでは、平成22年度後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算の総額は4億9,643万4,000円でございます。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億6,077万1,000円でございます。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億9,429万4,000円でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○秋田委員長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員

この会計においては保険料が大変増額になっておるといふことと、したがって広域連合納付金も大変納付額も多くなるわけですが、それらの原因と、それからご承知のようにこの制度については新政権の考え方と申しますか、制度を廃止するのだというふうなことがあり、先行きはちょっと見えん状態なんです、そこらについてはこの予算計上とあわせてどのような考え方でおられるのか、その点をお伺いをいたします。

○秋田委員長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

久保保健医療課長。

○久保保健医療課長

後期高齢者医療の保険料につきましては今年度、22年度ですけども、改正年度になっております。被保険者数あるいは医療費の伸び等で22年度は若干保険料のほうが増額というお話を今伺っているところでございます。

保険料の決定につきましては、県の広域連合議会が3月30日でございます。そこで議決された結果で保険料が確定するものでございます。それで、やはり医療費の伸び等で保険料も上がるということもでございます。安芸高田市におきましては、他の市町に先駆けて21年度から後期高齢者の方も総合健診あるいは人間ドック等健康づくりのほうを積極的に取り組んでいるところでございます。以上です。

○秋田委員長

重本福祉保健部長。

○重本^{福祉保健部長(兼福祉事務所長)}

今後のいろいろ新聞でも出てるわけでございますが、後期高齢者医療制度廃止ということでありまして、国保も国保の広域化申しますか、県

単以外で国保もやっぺいこういような状況も話が出てまいっております。国保の中にこの後期高齢者医療も含んだ、何か年齢についてはまたそれぞれの階層区分が出てこよう思うんですが、いろんな面で国保医療全体を見直していこうというふうなことで、現政権の中での議論されとるいような状況の中で、今はっきりこうなるい状況は把握はしてありません。

○秋田委員長 久保保健医療課長。

○久保保健医療課長 それで、改正されて動き出すのが今お聞きしているのは25年4月からということでお伺いしております。昨日、3月7日だったと思うんですが、中国新聞のほうにも65歳以上の国保といような形での動き等もございしますので、そこらあたりを踏まえて、また事業のほうは展開を考えていきたいというように思います。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第43号、平成22年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長（兼福祉事務所長） それでは、平成22年度介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算の総額は36億2,916万4,000円でございます。歳入の主なものは、介護保険料5億2,900万円でございます。歳出の主なものは、保険給付費で34億611万円でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○秋田委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 297ページの介護予防一般高齢者施策事業費のお太助ポイント銀行事業委託料600万円、市長さん一般質問のときにも答弁しておられましたけれども、具体的な内容はいつごろ発表されるのか、もし具体的にまた決まっておることがありましたらお願ひをいたします。

○秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長 今、市長のほうから指示を受けております事項については、今年度秋のポイント銀行の開設を目指して、年度前半のほうで安芸高田市の状況に合ったボランティアポイント銀行、お太助ポイント銀行をどういふうに体制をつくっていくかということ、地域の特性と市長の指示のもと、半年かけて構築をしていき、10月に開設を目指しております。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 先川委員。
- 先川委員 289ページの介護認定審査委員会というのが上がっておりますが、この内容についてちょっと教えていただけますか。
- 秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
沖野高齢者福祉課長。
- 沖野高齢者福祉課長 介護保険でサービスを受けていただくためには要介護認定という認定を受けていただく必要があります。要介護認定は、1つは厚生労働省が示しましたコンピューターシステムによって判断する1次判定と、その1次判定を見て医師の意見書あるいは調査時の特記事項、コンピューターに入らない部分を審査会の委員会で判断をしていただいて、最終審査会決定となっております。審査会の委員につきましては、全体で27名おられますが、4つの合議体、4つの分科会がございまして、1つの合議体ごと5名の委員さんがおられ、その5名で認定の最終判断というものをしていただくような仕組みになっております。以上でございます。
- 秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。
今村委員。
- 今村委員 301ページの委託料の関係の中に家族介護リフレッシュ事業の委託料と生活介護サポーター養成事業の委託料が両方ございますが、これらはこういったような形でどういう団体に委託をされ、そして先ほどの高齢者支援のほうとの関係についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。
- 秋田委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
沖野高齢者福祉課長。
- 沖野高齢者福祉課長 ご質疑の家族介護者リフレッシュ事業、生活介護サポーター養成事業、これも市長の市民総ヘルパー構想の基幹事業の2つでございます。
リフレッシュ事業につきましては、安芸高田市全体の現在は要介護2と認定されておられる在宅で介護しておられる家族に、リフレッシュの機会を提供するという事で、22年度はイベント方式、全員が集まっていたきまして、温泉施設等1日リフレッシュしていただくようなイベント方式と、22年度拡大事業といたしまして、例えば市内の温泉施設等の利用券を交付いたしまして、家族の都合に合わせてリフレッシュをしていただくような、そうした利用券を交付する方式を拡大を考えております。
なお、リフレッシュ事業のイベント方式につきましては、安芸高田市社会福祉協議会に委託をして、全市同様の事業を展開をする予定でございます。
生活介護サポーター事業につきましては、こちらのほうも市民総ヘルパーの基幹事業でございますが、地域の介護力を向上させたいという思いのもと、生活介護サポーターがさまざまな福祉・医療、あるいは緊急時の対応等につきまして研修を積んでいただきまして、これからの地域づくりの担い手、礎になっていただく方を養成をする事業でございます。

22年度につきましても2回現在では行政講習を計画をいたしております。1回は各旧町ごとに開催をしまして、もう1回は2町を一つにしたエリアで開催をすることを現在は考えております。

こちらのほうも市全域で同じような事業を執行する必要がありますので、安芸高田市社会福祉協議会に委託をしたいと考えております。以上でございます。

済みません。それと高齢者支援室との関係でございますが、両事業とも高齢者支援室協議を重ねておりまして、家族介護者リフレッシュ事業におきましては高齢者支援室の保健師等と一緒に出向きまして、介護相談等さまざまな事業を一緒に行っております。生活介護サポーターにつきましても高齢者支援室、講義の中で地域のサービスの状況あるいは認知症サポーターの講習等さまざまな講習のほうを担っていただいております。以上でございます。

○秋田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、議案第44号、平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計予算の件を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

重本福祉保健部長。

○重本福祉保健部長（兼福祉事務所） それでは、平成22年度安芸高田市介護サービス特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

予算の総額は4,612万5,000円でございます。歳入の主なものは、サービス収入2,300万円でございます。歳出の主なものは、サービス事業費1,755万2,000円でございます。

以上、簡単でございますがよろしく願いいたします。

○秋田委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員 予算書の317ページの介護予防支援事業1,755万2,000円ですが、介護予防事業というのは非常に、要介護になるまでにこの介護予防事業、本当に必要だと私は思うんですよ。市長が思っておられる市民総ヘルパーにもつながる予防介護でございます。これは毎年こういう予算をつけておるんですが、傾向として介護予防支援事業において要介護に移るという傾向というのはどうなっておるんですか。その1点をお聞きします。

○秋田委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

是常高齢者支援室長。

○是常高齢者支援室長 ただいまの金行議員の質問にお答えしたいと思います。

介護保険法の改正が18年4月にございまして、特定高齢者及び一般高齢者の施策、そして介護認定者の施策、介護保険法による施策、それぞれ区別されて実施されてきました。それで、高齢者支援室で行っており

ますこの介護予防におきまして、特定高齢者と呼ばれる方、約184名、平成20年おられましたが、21年度も横ばいの状態で、要支援1、要支援2にならない、あるいは要支援1、2の方が介護1にならないように介護予防、市長が掲げております予防福祉の素案に合わせて進めていきたい。今後ともいろいろな活動を行って、市民の高齢者の方に元気で住みなれたところで長寿生活を送っていただくといったことで啓蒙していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○秋田委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の審査日程は終了いたしました。

次回は、3月12日金曜日、午前10時から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後1時43分 散会